

令和2年9月3日

那覇市立小学校及び中学校保護者の皆様

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正
(公印省略)

那覇市立小中学校の令和2年8月分の給食費、また新型コロナウイルス
による学校臨時休業に係る学校給食費の調整について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策に、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

令和2年8月分の給食費、また新型コロナウイルスによる学校臨時休業に係る学校給食
費の調整方法等については、下記のと通りの取り扱いといたします。

保護者の皆様方の、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 令和2年8月の臨時休業期間があった学校給食費の調整

調整額：8月分の給食費については、学校が給食提供した回数分を徴収いたします

小学生 247 円 (1食単価 247 円×1日分)

中学生(1～2年生) 275 円 (1食単価 275 円×1日分)

中学生(3年生) 1,375 円 (1食単価 275 円×5日分)

徴収方法：徴収方法につきましては学校側の決定になりますが、例として

①徴収した8月分給食費は9月分とみなし、実際の8月分については後日請
求する月分に上乗せして請求(ひと月分請求を行わないこととなります)

②徴収した8月分給食費から減額分を還付する形で、後日請求する分から差
引(徴収額が少ない月が発生しますが、毎月徴収することとなります)

※実際の徴収方法につきましては、通学中の学校にご確認ください

2 児童生徒・教職員の感染で、学校が臨時休業、または学年、学級が学年、学級閉鎖と なった場合の学校給食費の調整

調整額：給食停止となった5日後(「那覇市学校給食センター財務会計規定」から準
用)より、再開となるまでの日数を1食単価で減額いたします。

3 調理場に関わる職員の感染で、学校給食の提供ができない場合の学校給食費の調整

調整額：できるだけ給食提供に努め、簡易給食での提供も行いますが、全く給食が
提供できない場合については、提供できない日数分を1食単価で減額いた
します。

この文書に対する問い合わせ先：那覇市教育委員会 学校給食課 098-917-3507
給食費の徴収に関する問い合わせ先：通学中の学校